

原本部発第185号
令和6年5月29日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

四国電力株式会社
原子力本部付部長
佐川 憲司

伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年12月8日付原本部発第175号にて届け出ました「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、1号廃棄物処理設備排水モニタを廃止設備とすることに伴い、見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点」に基づく軽易な変更扱いとして、令和6年6月1日より次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますので、ご連絡いたします。

敬具

記

1. 添付資料

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表（令和6年6月1日より適用）

以 上

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (令和6年6月1日より適用)

添付資料

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (1 / 2)

読み替え前							読み替え後							理 由	
別表 2－4 原子力防災資機材（1／3）							別表 2－4 原子力防災資機材（1／3）							・設備廃止に伴う修正	
分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2	分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置箇所・保管場所	点検内容※1	点検頻度※2		
放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣	1 4 0 組	緊急時対策所 (EL. 32m)	外観点検	1 回／年	放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣	1 4 0 組	緊急時対策所 (EL. 32m)	外観点検	1 回／年		
			1 4 0 組	総合事務所内緊急時対策所						1 4 0 組	総合事務所内緊急時対策所				
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	空気呼吸具	6 4 個	1/2 号機中央制御室 3 号機中央制御室 出入管理室 1 号機管理区域内 2 号機管理区域内 3 号機管理区域内 緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所 その他発電所構内	機能確認	1 回／Cy		呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	空気呼吸具	6 4 個	1/2 号機中央制御室 3 号機中央制御室 出入管理室 1 号機管理区域内 2 号機管理区域内 3 号機管理区域内 緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所 その他発電所構内	機能確認			
	フィルター付防護マスク	全面マスク （粉じん・よう素ガス用）	7 0 個	緊急時対策所 (EL. 32m)	外観点検			フィルター付防護マスク	全面マスク （粉じん・よう素ガス用）	7 0 個	緊急時対策所 (EL. 32m)	外観点検			
		7 0 個	総合事務所内緊急時対策所					7 0 個	総合事務所内緊急時対策所						
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 （災害時優先回線を含む）	5 回線	緊急時対策所 (EL. 32m) 総合事務所内緊急時対策所	機能確認	1 回／年	非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線 （災害時優先回線を含む）	5 回線	緊急時対策所 (EL. 32m) 総合事務所内緊急時対策所	機能確認	1 回／年		
	ファクシミリ装置	一斉ファックス （災害時優先回線を含む）	2 台	緊急時対策所 (EL. 32m)	機能確認			ファクシミリ装置	一斉ファックス （災害時優先回線を含む）	2 台	緊急時対策所 (EL. 32m)	機能確認			
			2 台	総合事務所内緊急時対策所						2 台	総合事務所内緊急時対策所				
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	2 0 台	発電所主要課長以上が携行	機能確認			特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	2 0 台	発電所主要課長以上が携行	機能確認			
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6 台	1 号機管理区域内 2 号機管理区域内 3 号機管理区域内	機能確認	1 回／Cy	計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒ガスモニタ	6 台	1 号機管理区域内 2 号機管理区域内 3 号機管理区域内	機能確認	1 回／Cy		
		G e 式多重波高分析装置	3 台	放射能測定室	機能確認				G e 式多重波高分析装置	3 台	放射能測定室	機能確認			
		廃棄物処理設備排水モニタ	3 台※3	1 号機管理区域内※3 2 号機管理区域内 3 号機管理区域内	機能確認				廃棄物処理設備排水モニタ	2 台	2 号機管理区域内 3 号機管理区域内	機能確認			
	ガンマ線測定用可搬式測定器	N a I シンチレーションサーベイメータ	1 6 台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、八幡浜営業所、モニタ車等	機能確認			ガンマ線測定用可搬式測定器	N a I シンチレーションサーベイメータ	1 6 台	総合事務所内緊急時対策所、九町越寮、伊方アパート、オフサイトセンター、湊浦寮、八幡浜営業所、モニタ車等	機能確認			
		電離箱サーベイメータ	1 6 台		機能確認				電離箱サーベイメータ	1 6 台		機能確認			
※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。 ※2：1 回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査每または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。 ※3：伊方発電所原子炉施設保安規定附則（令和 5 年 2 月 1 6 日）第 1 条第 2 項の適用日から、1 号廃棄物処理設備排水モニタは廃止となるため、当該資機材数量は 2 台に変更となる。							※1：機能確認には外観点検を含む。外観点検には数量確認を含む。 ※2：1 回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査每または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。								

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和6年6月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2／2）

読み替え前	読み替え後	理 由
伊方発電所における解釈 【1※、2、3号機】 ＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。 <u>（1）1号廃棄物処理設備排水モニタ※指示値：880,000cpm以上</u> （2）2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：880,000cpm以上 （3）3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：480,000cpm以上 原災法施行令に基づき、SE03とGE03は同じ判断基準値。	伊方発電所における解釈 【2、3号機】 ＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）のいずれかを10分間以上継続して検出したとき。 （1）2号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：880,000cpm以上 （2）3号廃棄物処理設備排水モニタ指示値：480,000cpm以上 原災法施行令に基づき、SE03とGE03は同じ判断基準値。	・設備廃止に伴う修正

※：伊方発電所原子炉施設保安規定附則（令和5年2月16日）第1条第2項の適用日から、1号廃棄物処理設備排水モニタは廃止となるため、判断基準から除外する。